

広島県訓令第7号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項中「信書便」の下に、「宅配便（広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）第二条第一号ハに規定する宅配便物を送達することをいう。）」を加える。

第三十九条第一項中「別記様式第七号による長期保存文書目録及び」を削り、「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

- 1 帳票等
 - (1) 特殊文書收受票（別記様式第 1 号）
 - (2) 開取票（別記様式第 2 号）
 - (3) 起案用紙（別記様式第 3 号）
 - (4) 定例文書処理簿（別記様式第 4 号）
 - (5) 簡易文書処理簿（別記様式第 5 号）
 - (6) 文書発送簿（別記様式第 6 号）
 - (7) 保存文書目録（別記様式第 7 号）
 - (8) 文書整理ケース（別記様式第 8 号）
 - (9) 完結文書保管申請書（別記様式第 9 号）
 - (10) 廃棄予定文書保存通知書（別記様式第 10 号）

2 印

文書收受印（別記様式第 11 号）

別表第二総務局の頁中	「財産管理課 営繕課 税務課 戦略企画チーム 戦略推進課	を	「財産管理課 営繕課 税務課 戦略企画 戦略推
------------	--	---	-------------------------------------

「財産管理課
税務課
経営企画チーム

財管 税務 経営
に改め、同表地域政策局の項を次のように改める。

地域政策局	地域政策総務課 都市圏魅力づくり推進課 過疎地域振興課 市町行財政課 平和推進プロジェクト・チーム 国際課	地総 都圏 過地 市行 平推 国際
-------	--	----------------------------------

別表第二「次世代産業課 産業革新プロジェクト・チーム」

「次世代産業課 次産 産車」

「次世代産業課 次産 産車」

「観光課 観光」

「観光課 ひろしまブランド推進課 海の道プロジェクト・チーム」

観光 ひろ 海の道

「観光課 観光」

「次世代産業課 産業革新プロジェクト・チーム」

「観光課 観光」

「観光課」

土木局	土木総務課 建設産業課 用地課 技術企画課 道路河川管理課 道路企画課 道路整備課 河川課 砂防課 空港振興課 港湾振興課 港湾企画整備課 都市計画課 下水道公園課 建築課 住宅課 営繕課	土総 建産 用地 技企 道河 道企 道企 道整 河川 砂防 空振 港振 港企 都計 下水 建築 住宅 営繕
-----	--	--

別記様式第七号を削る。
別記様式第八号中

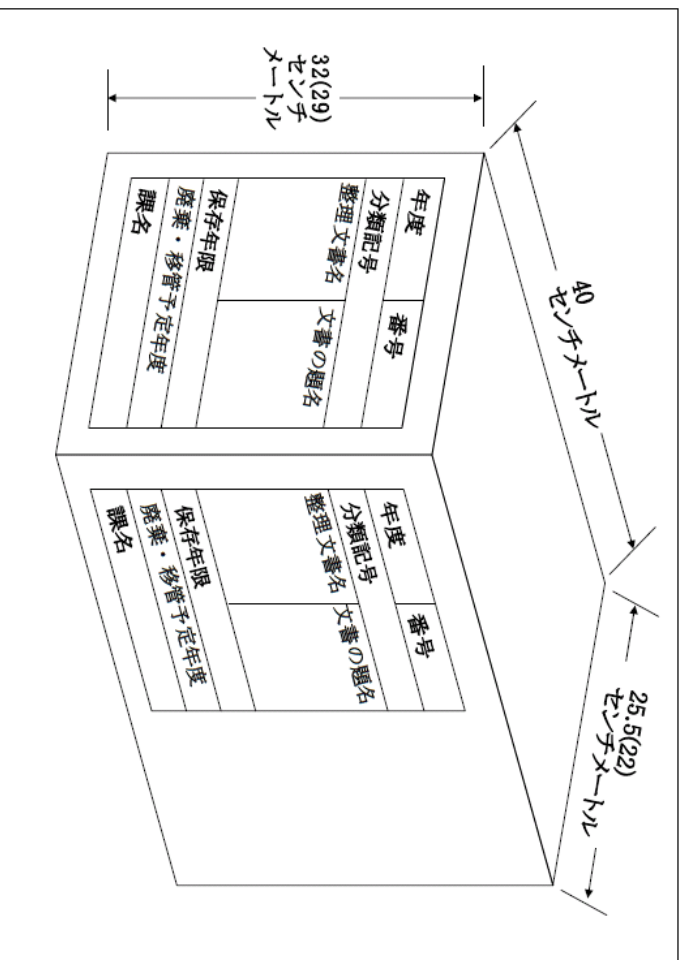
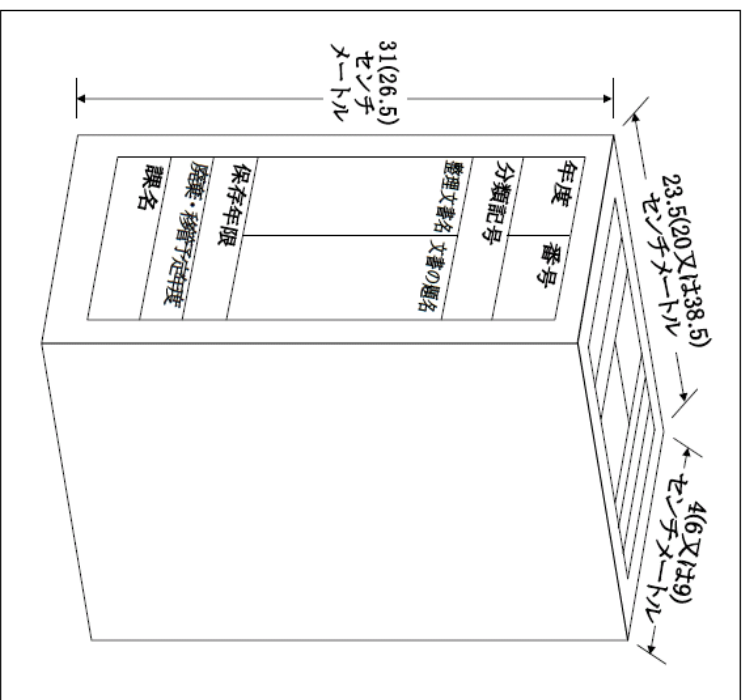
整理番号	文書分類記号	題名	件名	保存年限	規格	廃棄予定年 度(西暦)
------	--------	----	----	------	----	----------------

を

整理番号	文書分類記号	文書の題名	整理文書名	保存年限	規格	廃棄・移管 予定年度 (西暦)
------	--------	-------	-------	------	----	-----------------------

に改め、同様式を別記様式第七号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第 8 号 (第39条関係)



注 必要に応じて、様式中「課名」とあるのは「課(チーム、係等)名」と読み替えるものとする。

別記様式第九号を削る。

別記様式第十号中

文書分類 記号	題名	件名	保存 年限	廃棄 予定 年度	備 考
------------	----	----	----------	----------------	--------

を

文書分類 記号	文書の題名	整理文書名	保存 年限	廃棄・ 移 管 定 年度	備 考
------------	-------	-------	----------	--------------------------	--------

に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第十号中

題名	件名	名
----	----	---

を

「文書の題名 整理文書名」に改め、同様式を別記様式第十号とし、

別記様式第十二号を別記様式第十一号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の広島県文書等管理規程の様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に県の在庫に係るものは、この訓令による改正後の広島県文書等管理規程の様式により作成された用紙とみなし、引き続き使用することができる。